最終更新日：2017年6月26日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント

代表取締役社長 舩越 真樹
問合せ先：社長室長 中谷 昌義 TEL:03-3262-5177

証券コード：4709

http://www.idnet.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、「継続的に企業価値を高める」ことを経営における最重要項目と位置づけ、(1)経営の透明性と健全性の確保、(2)スピーディーな意思決定と事業遂行の実現、(3)アカウンタビリティー（説明責任）の明確化および(4)迅速かつ適切で公平な情報開示を基本方針として、コーポレートガバナンスの強化および監視機能の充実に取り組んでおります。
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）として取りまとめ、当社ウェブサイトにおいて公開しております。
（http://www.idnet.co.jp/corporate/policy/image/cgg170401.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4「議決権行使のための環境整備、および招集通知の英訳」、補充原則3-1-2「英語での情報の開示・提供」
議決権の電子行使、および招集通知の英訳については、現時点で、海外投資家の比率が低いため、業務効率面から未実施であるが、持株数が20%を超えた段階で実施を検討する。
なお、ガイドライン第2章第10条もあわせてご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4　政策保有に関する方針
ガイドラインの第2章第14条をご参照ください。
原則1-7　関連当事者間の取引
ガイドラインの第2章第9条をご参照ください。
原則3-1 (i) 会社の目指すところ（経営理念等）
ガイドラインの第1章第2条、および第2章第15条をご参照ください。
原則3-1 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
ガイドラインの第1章第3条をご参照ください。
原則3-1 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
ガイドラインの第3章第17条をご参照ください。
原則3-1 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。
原則3-1 (v) 取締役が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名について
ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。
補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要
ガイドラインの第3章第5条をご参照ください。
原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
ガイドラインの第3章第9条をご参照ください。
原則4-9　独立社外取締役の独立性基準および資質
ガイドラインの第3章第9条、第16条をご参照ください。
補充原則4-11-1　取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方
ガイドラインの第3章第2条、第3条をご参照ください。
補充原則4-11-2　取締役の兼任状況
ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。
補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性について分析・評価の実施、その結果の概要の開示
ガイドラインの第3章第7条をご参照ください。
補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
ガイドラインの第3章第14条をご参照ください。
原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
ガイドラインの第2章第7条をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社エイ・ケイ	1,243,954	10.32

株式会社みずほトラストシステムズ	1,023,823	8.50
ID従業員持株会	739,925	6.14
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	453,219	3.76
みずほ信託銀行株式会社	422,850	3.51
有限会社福田商事	300,000	2.49
TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社	284,100	2.35
舩越　朱美	198,127	1.64
丸林　香織	179,644	1.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST GUERNSEY NON TREATY CLIENTS	160,000	1.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉浦 章介	学者											
林 慶治郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦 章介	○	慶應義塾大学名誉教授	社外取締役の杉浦章介氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり大学および大学院教授を務めており、豊富な学識経験を有しているため、経営体制のさらなる強化、および経営監督機能を果たすことを期待し、選任しております。また、当社からは、役員報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。

林 慶治郎	○	―――	社外取締役の林慶治郎氏は、IT分野における先端の知見とグローバルビジネスにおける経験を有しているため、経営体制のさらなる強化、および経営監督機能を果たすことを期待し、選任しております。また、当社からは、役員報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	0	2	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	0	2	0	2	その他

補足説明

―――

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は監査計画の調整を行い、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受けるだけではなく、期中においても必要な情報交換、意見交換を行っております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
監査役は、経営監査室から監査計画、方法、範囲について説明を受けるとともに、常勤監査役は経営監査室と連携して内部監査を実施し、必要な情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡崎 正憲	公認会計士													
増田 裕明	他の会社の出身者													
日向 研	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎 正憲	○	公認会計士岡崎正憲事務所 株式会社なとり　社外取締役	社外監査役の岡崎正憲氏は、公認会計士として多数の企業の経営全般にわたる指導をしており、会計監査および内部統制に関して深い見識を有しているため、選任しております。なお、同氏は、平成13年9月まで当社の会計監査人である三優監査法人に勤務しておりましたが、退社して10年以上経過しており、同監査法人出身者としての影響度は希薄であります。また、就任以後当社からは、監査役報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。
増田 裕明	○	―――	社外監査役の増田裕明氏は、長年にわたり大手外資系企業の経営に携わり、その経験を通じて培った経営の専門家としての見識に基づく経営全般の監視を期待して、選任しております。また、当社からは、監査役報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。
日向 研		みずほトラストオペレーションズ株式会社 取締役社長 日本株主データサービス株式会社　代表取締役副社長	社外監査役の日向研氏は、当社設立時の主要顧客であるみずほ信託銀行の関連子会社における業務執行者であります。長年にわたり企業の経営に携わった経験を活かして、幅広い見地からの経営的視点を取り入れた監査をしていただけるものと判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・ストックオプション制度
当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

・業績連動型報酬制度
当社は、平成27年6月18日開催の第47期定時株主総会において、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」導入を決議しております。
当社が拠出する金銭を原資として、信託がこれにより当社株式を取得し、原則として役員が退職する際に、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものであります。
導入により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

会社経営に関与度の高い社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員としています。
平成23年度　付与総数2,170個（行使価額　547円）
（＊1個＝100株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期の取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりです。
取締役6名に対し152百万円（うち社外取締役2名に対し12百万円）
監査役5名に対し14百万円（うち社外監査役3名に対し9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役報酬（社外取締役を除く）は、固定報酬と変動報酬から成り、変動報酬は業績報酬、賞与、および株式報酬により構成されております。変動報酬は会社の業績、経営戦略実行への貢献度による評価を反映しております。
・報酬の水準および賞与は、株主総会の決議による年額報酬限度額の範囲内で、社外取締役および社外監査役を中心に構成する指名報酬委員会に諮問し、取締役会で決定しています。
・社外取締役は、独立性および中立性確保の観点から、月額報酬のみとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じ、グループ総務部にてサポートをしております。社外監査役へは、毎月開催される監査役会にて監査役（常勤）より補完的な説明を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

●経営の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として毎月1回の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、的確かつ迅速に経営上の重要事項を審議・決議いたしております。また、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
社外取締役の杉浦氏は、大学教授として経済学の専門的な知識・経験等を有しており、独立役員にも指定している同氏の登用により、当社の経営に対する監督機能の実効性向上を図っております。
社外取締役の林氏は、IT分野における先端の知見とグローバルビジネスにおける経験等を有しており、独立役員にも指定している同氏の登用により、当社の経営に対する監督機能の実効性向上を図っております。

●当社は監査役設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名と、3名の社外監査役（独立役員の社外監査役2名を含む）を合わせた4名で構成されております。監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っております。

●監査業務の充実を図るため、社長直轄の経営監査室は現在6名体制で監査を行っております。

●経営上の重要課題に関する事項について協議する機関として、経営会議を原則毎月1回、また必要に応じて臨時に開催しております。

● 当社は、取締役会評価に関する規程にもとづき、自己評価を実施しております。その結果をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その内容を当社ウェブサイトにて開示しております。
URL：http://www.idnet.co.jp/news/

なお、ガイドライン第3章第7条もあわせてご参照ください。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模や事業内容に鑑み、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては、第49期定時株主総会（平成29年3月期）は法定期日より7日早く発送しております。株主の皆さまの検討時間を確保すべく、引き続き早期発送の努力をしてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	第47期定時株主総会：平成27年6月18日 第48期定時株主総会：平成28年6月24日 第49期定時株主総会：平成29年6月23日
電磁的方法による議決権の行使	当社は株主総会のIT化に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現在の株主数や議決権行使を電子化した場合のコスト等を総合的に勘案し、当面実施を見合わせることと判断いたしました。 株主総会のIT化につきましては、今後の状況を引き続き注視したいと考えております。
その他	当社ウェブサイトに招集通知、決議通知、臨時報告書（株主総会の議決権行使結果）を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて公表しております。 http://www.idnet.co.jp/ir/disclaimer	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4～6回、個人投資家向けの説明会を開催し、毎回アンケートを通じて投資家からのフィードバックを受けております。 業界や当社事業および戦略に対する投資家の認識を把握することで、IR活動ならびに、経営の参考にしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表時および第2四半期決算発表時に、アナリスト・機関投資家に向けた説明会を実施しております。 また、決算説明会直後には国内ロードショーを開催するなど、定期的に機関投資家訪問を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内投資家との情報格差を埋めるべく、年2回海外機関投資家への定期訪問を実施しております。より高いレベルで経営の効率性や透明性を求める海外投資家と定期的にコンタクトを持つことで、当社のコーポレート・ガバナンス充実の参考にしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自主的開示資料としては、説明会資料、ファクトブック、ID レターを掲載しております。 また、決算短信やニュースリリースの英語版を掲載するなど、IRサイトの情報充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長直轄の「社長室」がIR 担当窓口となっております。	
その他	IR 説明会などでの会社説明はすべて社長自ら行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、および当社ウェブサイト「CSRへの取り組み」に明文化しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	(1)ＩＳＯ１４００1の認証取得済み　(2)「クールビズ」「ウォームビズ」の奨励　(3)eco知識取得のため、eco検定資格取得奨励　(4)地域貢献活動 ア．シニア向けパソコン教室 イ．通学路交通指導員（春、秋）　(5)文化・芸術活動支援　(6)奨学金制度（中国湖北省武漢市の華中科技大学）、日本語学習奨学金制度（中国湖北省武漢市の江漢大学）、日本語寄付講座（中国湖北省武漢市の湖北経済学院）　(7)日本セーリング連盟「日の丸セーラーズ」の協賛支援
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主を重視した経営とその透明性を高めるため、積極的にディスクロージャーを行っております。タイムリーな情報開示を行うとともに、アナリスト向け決算説明会（年2回）、個人投資家説明会（年4～6回）および海外投資家訪問を継続的に実施しております。
その他	社内を受付窓口とすることに客観的な支障がある場合や心理的にこれを躊躇する場合のために、社外に相談窓口を3ヶ所設け、顧問法律事務所のひかり総合法律事務所と不正通報窓口業務に実績のある(株)インテグレックス、ならびにメンタルヘルスケアサポートに実績のある（株）Eパートナーに運営を委託しております。 【女性の役員や管理職への登用に向けた取り組み】 ダイバーシティに関するトレーニングを2013年より実施し、社員全員の意識変革に取り組んでおります。とくに中堅女性社員向けトレーニングでは、経営トップ層とのコミュニケーションの機会を設けるなど、女性管理者の育成に努め、2020年の目標「女性管理職比率30%」を目指しております（女性管理職比率 2017年3月現在 14%）。 現在、次世代認定マーク「くるみん」や女性活躍推進企業認定「えるぼし3」を取得し、女性が個性と能力を発揮して働き続けられる仕組みづくりを推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、以下のような体制の確立・推進を進めております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、グループ総務部においてコンプライアンスの取り組みを統括することとし、同部内に設置した法務室が中心となり具体的活動・役職員教育等を行う。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
(2) 財務報告に係る信頼性を確保するために必要な内部統制システムを整備し、維持・向上を図る。
(3) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、品質および情報セキュリティ、労務管理等にかかるリスクについては、各々の所管部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的リスク状況の監視および対応はリスク管理委員会が行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、経営会議等を設置し重要案件につき事前審議等を行う。業務執行に関する職務分掌・権限・手続き等を明確化し、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
(2) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定および見直しされる年度計画および中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
(3) 業務執行のマネジメントは、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社等の業務の適正を確保するための体制を担当する部署を社長室とし、子会社等の業務と密接に関連する事業本部等と連携し、子会社等における業務の適正を確保するための体制の構築、実効性を高めるための諸施策を立案・実施、必要な子会社等への指導・支援等を実施する。
(2) 経営監査室は子会社の業務活動の適法性、効率性について監査する。
(3) 法令上疑義のある行為等について、子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(1) 監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき部署として、専担部署の設置、もしくは既存部署による兼務により、専任もしくは兼任の使用人1 名以上を配置する。
(2) 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
(2) 7.(1)の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
(2) 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査のための環境を整備する。
(2) 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき実施した当社における内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りとなります。

⑴ 内部統制システム全般
当社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査を担当する経営監査室にて、年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。平成28年度は、グループ会社8社に対して監査を実施しております。
⑵ コンプライアンス体制
当社では、「コンプライアンス基本規程」を定め、取締役会にてコンプライアンスに関わる重要事項を決議しております。また、当社およびグループ会社では、協力会社社員を含めたコンプライアンス勉強会を年2回実施し、関係者に対するコンプライアンス啓蒙、強化に努めました。
⑶ リスク管理体制
リスクマネジメントに関する最上位審議・推進機関である「リスク管理委員会」において、当社およびグループ会社全体の横断的なリスク管理を行っております。平成28年度は2回開催し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、多様なテーマにより横断的に分析・評価を行いました。
⑷ グループ会社の経営管理
グループ会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要度に応じて、当社の「取締役会」または取締役の決裁を受ける体制を整備しております。また、「取締役会」において、毎月主要なグループ会社から業務執行状況の報告を受けております。

⑸ 取締役、および監査役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、業務の分担を受けた取締役および執行役員が、3ヶ月に1回「取締役会」において業務執行状況の報告を行っております。

また、監査役は、内部監査を担当する経営監査室、外部監査人等と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。平成28年度は、内部監査を担当する経営監査室と32回、外部監査人と8回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対応し、金銭その他経済的利益を提供しないことを基本方針としております。

反社会的勢力に対する対応については、コンプライアンス・ハンドブックを活用した研修を通じて、当社グループの基本姿勢を、全社員に周知しております。また、取引の際には、当社グループが反社会的勢力との関わりを一切遮断する旨を明示し、併せて、取引相手が反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と密接な関係に無いことについて確認を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.情報開示の基本方針
当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」（以下「上場規程」という）に沿って、情報開示を行っております。また、上場規程等に該当する情報に加え、投資家の皆様が投資判断を行う際に重要な情報についても、可能な範囲で積極的に開示しております。

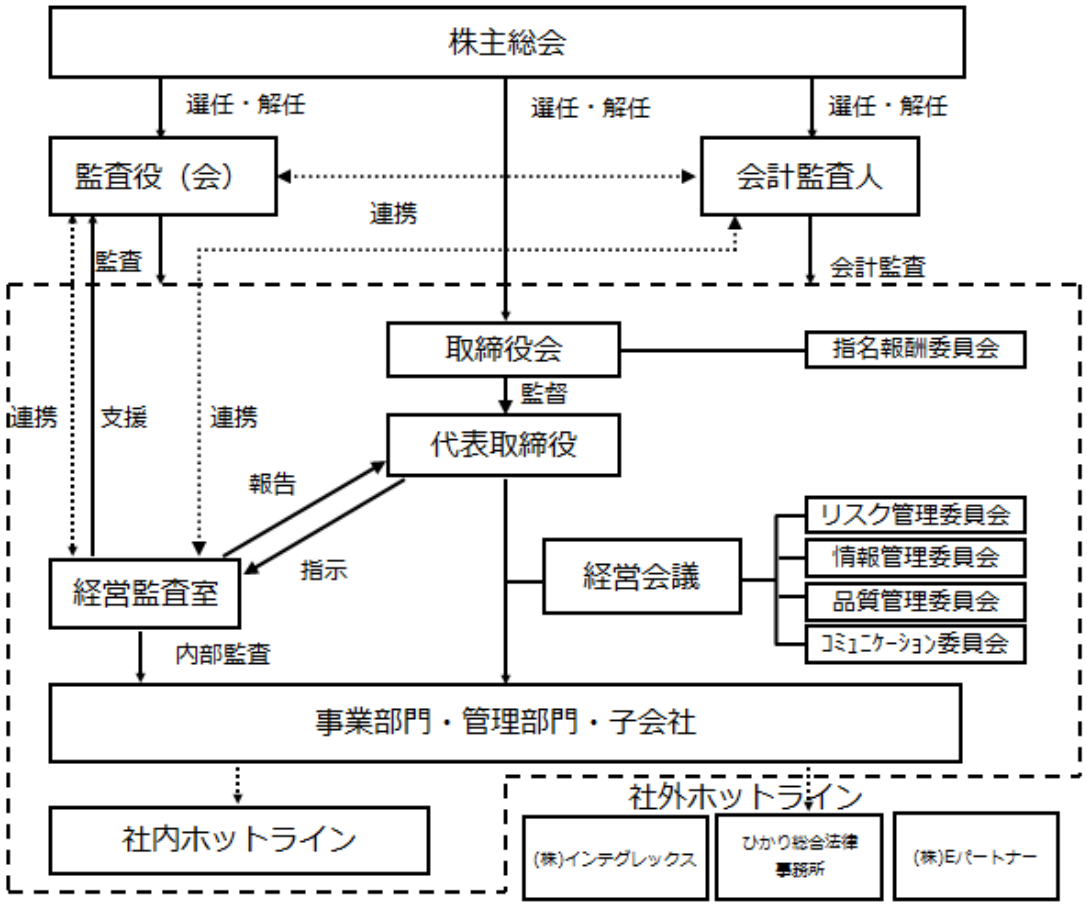
2.適時開示に係る社内体制
重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、情報取扱責任者（管理部門担当取締役）に情報を報告・集中する体制を取っております。情報取扱責任者の指示に基づき、社長室において当該情報に関係する当社および子会社の各業務執行部門と迅速に協議した上で、上場規程に沿ってTDnetでの開示手続きを行い、また、当社ウェブサイト、報道機関への公開を実施しています。

開示情報別の開示手続きは以下の通りです。
（1）決定事実
当社は、決定事実に該当する重要事項の機関決定は、取締役会が行います。重要事項を決定した場合、取締役会は速やかに開示するよう社長室に指示します。

（2）発生事実
各業務執行部門の部門長ならびに子会社の代表者は、上場規程の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握した上で、関係部門長と協議し、重要性の判断、上場規程に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、取締役会、代表取締役社長もしくは経営会議に報告し、承認を得た上で速やかに開示するよう社長室に指示します。

（3）決算情報
財務情報等については、子会社に関する情報等を含め、経理部長に情報が集約され、月1回の取締役会における報告も含め、経理部長が財務情報等を総合的に管理しております。情報取扱責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算資料を開示するよう社長室に指示します。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

